サイト内検索

検索

★ HOME > スポーツ施設 > すぱーく岸和田

▶ イベント情報
▶ スポーツ施設
▶ 季節の花紹介・見ごろ
🔰 公園便り
公園で見れる野鳥の紹介
> リサイクル事業
▶ スポーツ教室
▶ スポーツ大会・イベントなど
▶ 中央公園ガイドマップ
縁化講習会日程・開催報告

すぱーく岸和田





すぱーく岸和田

平成6年にスポーツ及びレクリエーションの振興と健康及び体力の増進に寄与することを目的として建てられた屋内ゲートボール場です。

所在地	岸和田市西之内町8(まなび中央公園内)	
電話	072-444-4371 (まなび中央公園管理棟)	
専用使用時間	[月〜金曜日] 午前8時〜午後2時 [土・日曜日・祝日] 午前8時〜午後4時	
休場日	水曜日、12月29日~翌年1月3日	
施設概要	屋内ゲートボール場(砂入り人工芝)2面、屋外ゲートボール場1 面、クラブハウス	
利用可能種目	ゲートボール・運動会等 ※ゲートボール以外の利用については事前にお問い合わせくださ い。	
利用申請	利用月の2ヶ月前の1日から利用日までに、直接「すぱーく」の窓口へ空きの状況は、電話(444-4371)でお問い合わせください。	

申請の取消し

利用日の21日前から2日前までの取り消しは、使用料の50%を徴収します。前日・当日の取り消しはできません(使用料全額徴収)。

雨天等で使用ができなかった場合(屋外コートのみ)使用日から 10日以内に「すぱーく」へ許可書と印鑑をご持参の上、申請して ください。

施設使用料

下表のとおり

■使用料(放送設備、照明代を含む)

-	使用区分	8:00~10:00 10:00~12:00 12:00~14:00 14:00~16:00
	屋内ゲートボール場	1コート2時間あたり 1,500円(税込)
	屋外ゲートボール場	1コート2時間あたり 500円(税込)

- 1. ゲートボール以外のスポーツ、レクリエーションに使用する場合は基本使用料の2倍の額を徴収する。
- 2. スポーツレクリエーション以外に使用する場合は基本使用料の4倍の額を徴収する。
- 3. 営利目的に使用する場合は基本使用料の8倍の額を徴収する。
- 4. 開館時間外の使用料は、基本使用料及び備考1から3までに規定する額の2倍の額を 徴収する。



ジュニアやシニアの教室も行っています。<u>詳しくはこちら</u> ※リンク切れ※

一般財団法人 岸和田市公園緑化協会

TEL: 072-441-9200 FAX: 072-441-9204 〒596-0044 大阪府岸和田市西之内町45-1 岸和田市総合体育館

©2007 Kishiwada Parks and Greenery Association. All rights reserved.